

# 松山東雲女子大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構



## I 認証評価結果

### 【判定】

評価の結果、松山東雲女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

### 【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

### 【条件】

大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を早急に改善し、平成 26(2014)年 7 月末に認証評価時以降の財務状況に関する報告書(根拠資料を含む)を提出すること。

## II 総評

キリスト教精神に基づく建学の精神と女性育成の教育目標は、学則などにも明確に示されており、キリスト教精神が、入学式、卒業式、創立記念礼拝、チャペルアワーなどを通して、学内外に周知されている。

また、建学の精神の実現に向けて、人間性の豊かな「自律、自立」した女性の育成に積極的に取り組むことがうたわれ、それに沿った教育目的実現のための学科・専攻などの教育研究組織と教育課程編成方針が定められている。中でも、全学共通の初年次教育、理論と実践を連結する参加型、体験型、相互型の新たな学びの手法を取入れた科目、インターシップ研修、ボランティア関連科目など、特色ある科目が体系的に編成されている。一方で、教育課程全体での履修登録単位数の上限設定などによる適切な運用も必要である。

学生の支援については、アドバイザー制度、「ピア・サポーター制度」などのほか、学生生活支援部の活動など、きめ細かい支援が組織的に行われている。

大学設置基準に定める専任教員数を満たしているが、今後は長期的展望の中で、任期付き「契約教員」の取扱い、バランスのとれた人事計画、教員間の教育時間・社会活動などの偏りのない運用が期待される。授業評価アンケートについては、授業担当者コメントを学内イントラネットに開示するなど、教育研究活動の活性化を図っている。

職員の確保や配置などは、概ね適切に行われており、資質向上のための OJT を含めた学内研修と学外研修も実施されている。また、教員と職員の協力による教育研究支援体制も構築されている。

大学の管理運営のための理事会、評議員会などは、適切に運営されている。また、法人組織と教学組織は、情報交換と共有化の推進などにより、緊密な連携を図っている。

教育研究活動の目的を達成するために必要な施設設備は、大学設置基準を満たし、概ね有効に活用されているものの、老朽化した施設も多く、適切な改修などが望まれる。特に、耐震対策、バリアフリー対策の早急な対応が期待される。

託児サービスを伴ったエクステンションセンター活動のほか、地域の NPO 法人などとの連携による地域遺産「庚申庵」の保存活用など、特色ある取組みにより、大学が持つて

いる物的・人的資源の地域社会への提供と地域社会や行政との協力関係が構築されている。

社会的教育機関としての組織倫理と関連する規程は概ね整備され、その運営も適切である。危機管理に関しては、「松山東雲学園（桑原キャンパス）危機管理に関する規程」を制定し、学生、教職員へ大学のホームページを使用し周知するほか、「キャンパス・ガイド」にも掲出するなど、組織的に取組んでいる。

ただし、最近5年間の入学者数がいずれも定員を満たしていない状況であり、入学者の減少に伴う財務状況の悪化は避けられない。また、決算における監事の役割、財務情報の公開について、早急に改善する必要がある。

財務状況の改善などのため、これまでも学部・学科などの再編、諸経費の削減など、入学者の確保と収支改善の努力をしてきたところである。更に、平成23(2011)年度実施を目指して、定員数の変更を含む改組・再編の検討を開始しているものの、その方向は必ずしも明確には定まっていない。再編の結果によっては、引続き入学者数の減少や財務状況の悪化、更に、これらに伴う教育研究環境の悪化も予想される。小規模校の特色を生かし、学長のリーダーシップを発揮しつつ早急に方針を確立するよう期待する。

また、平成21(2009)年度から実施された教育研究組織や諸規程の整備などについても、その成果が期待される。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 【判定】

基準1を満たしている。

##### 【判定理由】

建学の精神は、「信仰・希望・愛」で表されるキリスト教精神であり、これに基づく女性育成を教育目標としている。この「信仰・希望・愛」はスクールモットーとして、学則などにも明確に示されている。

キリスト教精神とスクールモットーが、入学式、卒業式、創立記念礼拝、チャペルアワー、更に、「クリスマス燭火讃美礼拝」など保護者や地域住民なども対象とした行事を通して、学内外に周知されていることは評価できる。

一方で、建学の精神を記載した「キャンパス・ガイド」や大学の目的を示した学則が記載された履修要覧は、いずれも主として新入生対象の配付物であり、全学的な学生や教職員を対象としたものとしては必ずしも十分ではない。

しかし、平成21(2009)年度より、建学の精神と大学の使命・目的がより明確に文章化されて、ホームページも含めて学内外に周知・公表が図られるようになったところであり、その成果に期待する。

#### 基準2. 教育研究組織

**【判定】**

基準 2 を満たしている。

**【判定理由】**

学則第 1 条に示す教育研究上の目標を達成するために人文科学部 1 学部があり、これを心理子ども学科、国際文化学科の 2 学科で構成し、更に、心理子ども学科を心理専攻、子ども福祉専攻の 2 専攻で構成している。これらは大学の使命・目的を達成するための組織として構成され、教育研究の活性化に貢献しており、改革に向けての取組みも計画されている。

教養教育の責任主体は新設の「教養・学部共通教育研究会」であり、教養教育の研究、編成、運営とそのほかの重要事項について審議することを目的として平成 21(2009)年 4 月に設置している。大学の使命・目的に迅速に対応できるよう整備され、全学的な教育課題に即応する体制の構築を目指している。同一法人の短期大学と同時開講の教養科目運用については、専門科目と教養科目の整合性を配慮した教育課程を期待する。

学部・学科などの再編計画が平成 23(2011)年度に実施予定であるが、その方向性が明確にされていないので、大学の使命・目的を達成するのに適した再編の方向性を早急に確立する必要がある。また、教育組織、教育課程などの再編に際しては学生募集などを考慮し、社会的ニーズにも配慮しつつ、建学の精神、大学の使命・目的と整合が取れるように留意することを期待する。

学内意思決定機関の新体制は平成 21(2009)年度から実施されており、その成果が期待される。教育研究の目的を達成するために必要な基本的組織については、相互に適切に関連性を保っている。

**【優れた点】**

- ・「学びの基礎Ⅰ」「学びの基礎Ⅱ」という導入教育のプログラムを、立案から実施まで全学的な取組みとして研究開発していることは評価できる。

**基準 3. 教育課程**

**【判定】**

基準 3 を満たしている。

**【判定理由】**

キリスト教精神に基づく「建学の理想」実現に向けて、人間性の豊かな「自律、自立」した女性の育成に積極的に取組むことがうたわれ、各学科・専攻に教育目的実現のための教育課程編成方針が定められている。その教育課程の編成方針と教育課程は、大学案内やホームページなどで公表されている。

教育課程においては、建学の精神に基づく「キリスト教概論」の必修化、全学共通の初年次教育、理論と実践を連結する参加型、体験型、相互型の新たな学びの手法を取入れた科目、インターンシップ研修、ボランティア関連科目など、特色ある科目を体系的に編成

している。多くの学生が履修している資格に関する科目も、学生の願いに応える形で整備されている。教育実習については、受講資格を設け学生の意識を高めている。また、「一人ひとりを大切にする」教育方針を具現化した教育方法上の工夫も多く見られる。

成績評価に関しては、従来の4段階の成績評価から5段階に改め、その質的保証の向上を試みている。学生に対する授業アンケートを実施し、その結果に対する各教員のコメントを学内で閲覧できるようにしている。

#### 【参考意見】

- ・履修登録単位数の上限が1年次「学部共通教育科目」のみに設定されているが、教育課程全体の中で制度を整えることが望まれる。

### 基準4. 学生

#### 【判定】

基準4を満たしている。

#### 【判定理由】

入学選抜に関しては、アドミッションポリシーに基づき、多様な入学者選抜方法によって、適切に行われている。アドミッションポリシーは、各学科、専攻で明確にされ、学生募集要項やホームページを通して公表し周知に努めている。オープンキャンパスや進学相談会、高校生の保護者を対象としたガイダンスも行われている。

しかし、最近5年間の入学者数がいずれも定員を満たしていない状況である。平成19(2007)年度から改組が行われているが、その効果が十分に現れているとは言えない。

学生の学習支援については、履修指導のほか、アドバイザー制度、オフィスアワー制度、導入教育などのきめ細かい支援が組織的に行われている。外国人留学生への支援も行われている。また、学生同士が支合い高め合う「ピア・サポーター制度」などの活動も積極的に試みられている。

学生への支援活動は、学生生活支援部を設置して組織的に取り組んでいる。学生に対する経済的支援、課外活動への支援、心的な支援、就職・進学の支援など、きめ細かい支援が行われている。

#### 【参考意見】

- ・過去5年間の入学定員充足率が定員を満たしていない。予定されている平成23(2011)年度からの改組で、抜本的な策を講じることが望まれる。

### 基準5. 教員

#### 【判定】

基準5を満たしている。

### 【判定理由】

教育課程を遂行するために必要な専任教員数と教授数は大学設置基準上、適切に確保しており、大学の基本理念・目的に基づいた教員配置となっている。定年制の教員は国際文化学科に多く、一方、新しい心理子ども学科には任期付きの「契約教員」が多い。

教員の採用・昇任については、教員任用規程、教員任用の資格基準、任用資格審査細則と資格審査手続き規則に準拠して行われている。また、教員の採用は、「契約教員」に関する規程を適用して1年契約となっている。契約更新の限度は3回となっており、再任のための審査も行って採用の方針が明確にされている。

教員の研究活動支援体制について、必ずしも十分とはいえないが、研究費支給などが整備されている。

教員の教育研究活動などの改善向上を図る目的から、FD委員会を設置し、授業アンケートを実施し、その結果に対する授業担当者のコメントを学生にイントラネットを通して開示している。また、ほかのFD(Faculty Development)活動では、「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク」に参加している。

### 【参考意見】

- ・専任教員のうち、51～60歳の占める割合が5割弱となっているので、バランスのとれた人事計画が望まれる。

## 基準6. 職員

### 【判定】

基準6を満たしている。

### 【判定理由】

職員の採用・昇任・異動については、平成21(2009)年度より方針を明確にし、職員採用などに関する規程を制定した。

大学の教育活動の円滑な支援を前提とした人事に関しては、職員の確保とその配置に配慮した施策を実施している。

人事の運営面では、整備した関連規程のもとで、事務部長会と事務協議会でそれぞれ審議し、所定の手続きを経て決定するなど適切に運営している。

職員の資質向上のための各種SD(Staff Development)の取組みについては、大学の教育力向上を目指し、OJTを含めた学内研修と学外研修、特に「四国地区大学職能力ネットワーク」に加盟して研修を実施している。

教育研究支援のための事務体制については、大学の教育研究上の目的達成と効果的な大学運営の展開を図るため、必要な事務組織を設けるなどその体制を構築し、事務分掌や関係規程を整備し、業務も効率的・合理的に遂行し機能している。

## 基準7. 管理運営

**【判定】**

基準 7 を満たしている。

**【判定理由】**

法人の組織的な経営体制については、運営方針を明確にし、管理体制を整備して適切に機能している。

管理運営については、大学の設置者として「学校法人松山東雲学園寄附行為」の定めに従って、理事会、評議員会、役員選任、各種会議開催などを適切に実施運営している。

法人管理運営に関する事業が増大化する中、理事会の包括的授権に基づき、「学内理事会」が学事関係を中心とした日常業務を決定し、全体の管理運営面で効率的にその成果を上げている。

理事会、評議員会開催に伴う役員・評議員の出席率は良好である。

法人理事会は、寄附行為に基づき、事業計画や予算編成、決算・事業実績報告に当たって、評議員会の意見を開陳するなど運営は適切である。

大学の目的達成を目指し、学内に「桑原キャンパス将来計画戦略会議」を設置し、将来構想を視野に、その体制の整備に取り組んでいる。

平成 7(1995)年 3 月に制定・施行した「松山東雲女子大学自己点検・評価の実施に関する規程」を改正し、大学の改善に向けて恒常的な活動を始めている。

**基準 8. 財務**

**【判定】**

基準 8 を満たしている。

**【判定理由】**

財政基盤の安定化は学生の確保によるところが大きいですが、平成 19(2007)年 9 月に策定した「学園再建計画に係る中期資金計画」に基づく入学者について、平成 20(2008)年度以降、大幅に計画を割込んでいる状況である。平成 23(2011)年度からの実施を目指して入学定員数の変更を含む改組の検討を開始しているため、その成果を期待する。

大学は、入学者の減少などに伴う財務状況の悪化に対して、早急に適切な対応を図る必要があると認識している。支出面では、給与制度の見直しや各種経費の削減により収支改善に向けて努力している。

会計については、諸規定に基づき処理している。決算については、改善すべき課題があるものの、概ね適切である。

財務情報については、財務部に必要書類を備え、関係者からの求めに応じて閲覧に供している。ただし、ホームページ上での公表が行われていないなど、財務情報の公開は十分とはいえ、より積極的な公開が望まれる。

科学研究費補助金、学園寄附金、委託事業などの外部資金を導入している。

**【改善を要する点】**



- ・最近 5 年間にわたり、消費支出が帰属収入を上回っているため、収支バランスの改善が必要である。
- ・「学園監事の監査実施要領」では、「監事は、決算監査業務については学園担当公認会計士に一任」するとしている。事実、監事は公認会計士に決算監査業務を委任しており、監査権限を十全に行使しているとは認められないので、改善が必要である。

**【参考意見】**

- ・財務情報をホームページ上で公表するなど、財務情報のより積極的な公開が望まれる。

**基準 9. 教育研究環境**

**【判定】**

基準 9 を満たしている。

**【判定理由】**

校地・校舎の面積、教育研究活動の目的を達成するために必要な施設設備は大学設置基準を満たしており、概ね有効に活用されている。図書館の閲覧用座席は十分整備され、適切に利用されている。視聴覚機器や情報サービス設備は、学生数に見合って整備されており、一部が併設する短期大学と共用となっているが、有効に活用されている。

しかしながら、老朽化した施設も多く、適切な改修保全が望まれる。今後、施設の耐震性に関する調査を確実に実施するとともに、調査結果を受けて、施設設備の安全性を確保していくことが望ましい。

バリアフリーに関しては、エレベータや多目的トイレの設置、建物の出入口と階段の手すりを順次増やすなど、障害がある者などに配慮しつつ整備している。ただし、老朽化が進んだ建物にエレベータが未設置であるなど、更なる整備が期待される。

アメニティに関しては、桑原キャンパス中庭の芝生の広場が、学生の憩いの場、くつろぎの場となっているなど、学生生活に適切に配慮した学習環境が整備されており、評価できる。

**【参考意見】**

- ・施設の耐震性に関する調査を着実に実施するとともに、調査結果を受けて、施設の安全性を確保していくことが望ましい。
- ・エレベータや多目的トイレの設置、建物出入口のスロープや階段手すりの取付けなど、バリアフリーのための取組を期待する。

**基準 10. 社会連携**

**【判定】**

基準 10 を満たしている。

**【判定理由】**

「松山東雲エクステンションセンター」において、社会人講座と公開授業を年間それぞれ 40 回以上開催するとともに、大学の特色を生かした講師による学術講演会を平成 11(1999)年度より平成 19(2007)年度までに 12 回開催するなど、大学が持っている物的・人的資源を地域社会に提供しており、また、受講生に対する託児サービスを行っている。

愛媛県内の 11 のすべての大学・短期大学が連携して設立した「大学コンソーシアム えひめ」に参加し、教育研究上の発信力を高めている。国内の 2 つの大学と単位互換協定を結び、運用していること、また、中国、韓国、オーストラリアなど、5 か国 8 大学との間で交流を図っている。

大学の行事や図書館を地域に開放するなど、地域社会や行政との協力関係を構築し、適切な連携に心掛けている。「しののめ広場 たんぼぼ」「ボランティアセンター しののめ」「きらりの森」などを通じた活動は評価できる。

「NPO 法人 Green Culture in Matsuyama (GCM) 庚申庵倶楽部」との連携活動は、地域活動として優れている。ユネスコ青年交流信託基金事業「無形文化財としての『お遍路』」の受託は、地域との交流活動であると同時に国際的な交流事業として、ユニークな取組みであり、評価できる。

**【優れた点】**

- ・「松山東雲エクステンションセンター」における、託児サービス付きの社会人講座と公開授業の提供など、大学が持っている物的・人的資源を、地域社会に対して効果的に提供していることは評価できる。
- ・「NPO 法人 Green Culture in Matsuyama 庚申庵倶楽部」との連携により、地域遺産「庚申庵」の保存活用に向けて貢献していることは評価できる。
- ・「しののめ広場 たんぼぼ」を設置、運営し、地域の子育て支援に貢献するとともに、「ボランティアセンター しののめ」の活動を通じて、地域社会と協力していることは評価できる。

**基準 11. 社会的責務**

**【判定】**

基準 11 を満たしている。

**【判定理由】**

個人情報保護の基本方針を、「キャンパス・ガイド」と大学ホームページを使用して、年度始めに学生と教職員に配付・配信している。

個人情報の取扱いについては、平成 17(2005)年度 4 月に定めた「松山東雲学園個人情報保護基本方針」に基づき、学内において厳格に管理している。

「松山東雲学園人権問題委員会規程」を制定し、セクシュアルハラスメント、人権侵害防止などに努め、更には「セクシャル・ハラスメント防止に関する指針」を制定するなど、高い公共性を有する社会的教育機関として、組織倫理と関連する規程を整備し、運営も適

切である。

危機管理に関しては、平成 18(2006)年 4 月「松山東雲学園（桑原キャンパス）危機管理に関する規程」を制定し、訓練や研修を実施している。その開催・実施に当たっては、学生、教職員へ大学のホームページを使用し周知するほか、「キャンパス・ガイド」にも掲出するなど、組織的に取組み適切に機能している。

教育研究成果については、紀要委員会による公正かつ適切な管理のもとで、紀要に掲載・刊行し、これを広く学内外に発信・公開している。



